

令和5年度 第3回

高知市障害者計画等推進協議会 資料

日時：令和5年12月7日（木）18：30－20：00

場所：総合あんしんセンター 3階 大会議室

目次

高知市障害者計画等推進協議会委員名簿	．．．．P. 1
高知市障害者計画等推進協議会条例	．．．．P. 2
計画の施策体系	．．．．P. 4
＜協議事項＞	
1 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	．．．．P. 7
(令和6～8年度) 素案について	別紙資料1
＜添付資料＞	
・別紙資料1 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(令和6～	
8年度) 素案	

高知市障害者計画等推進協議会 委員名簿

委嘱期間: 令和4年4月1日～令和7年3月31日

	所属	氏名
1	高知市手をつなぐ育成会 会長	竹岡 京子
2	NPO 法人 高知県難病団体連絡協議会 理事長	竹島 和賀子
3	NPO 法人 高知市身体障害者連合会 会長	中屋 圭二
4	高知市精神障害者家族会連合会 会長	松尾 美絵
5	高知県公立大学法人高知県立大学社会福祉学部 准教授	河内 康文
6	高知県立療育福祉センター発達障害者支援センター 所長	川村 郁子
7	(社福)高知市社会福祉協議会 事務局長	竹島 直孝
8	合同会社Mysig 代表社員	土門 義和
9	(社福)ファミリーユ高知 高知ハビリテーリングセンター センター長	西岡 由江
10	(社福)昭和会 専務理事	山本 博之
11	公募委員	秋永 恭良
12	高知大学教育学部附属特別支援学校 教諭	宇川 浩之
13	NPO法人 高知県自閉症協会 作業所もえぎ 所長	田村 孝子
14	高知市民生委員児童委員協議会連合会 大津地区会長	田所 稔
15	高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課 課長	市川 晋

●高知市障害者計画等推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第51号)

平成29年10月1日改正

(設置)

第1条 高知市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、高知市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び高知市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しに関すること。
- (5) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の調和に関すること。
- (6) その他障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 障害のある者の代表者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
 - (4) 市民
 - (5) 教育、就労及び雇用関係団体の代表者
 - (6) 高知市自立支援協議会の代表者
 - (7) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。
- 3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市障害者計画等推進協議会（高知市障害者計画等推進協議会設置要綱（平成14年5月9日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

施策体系(令和3～5年度)

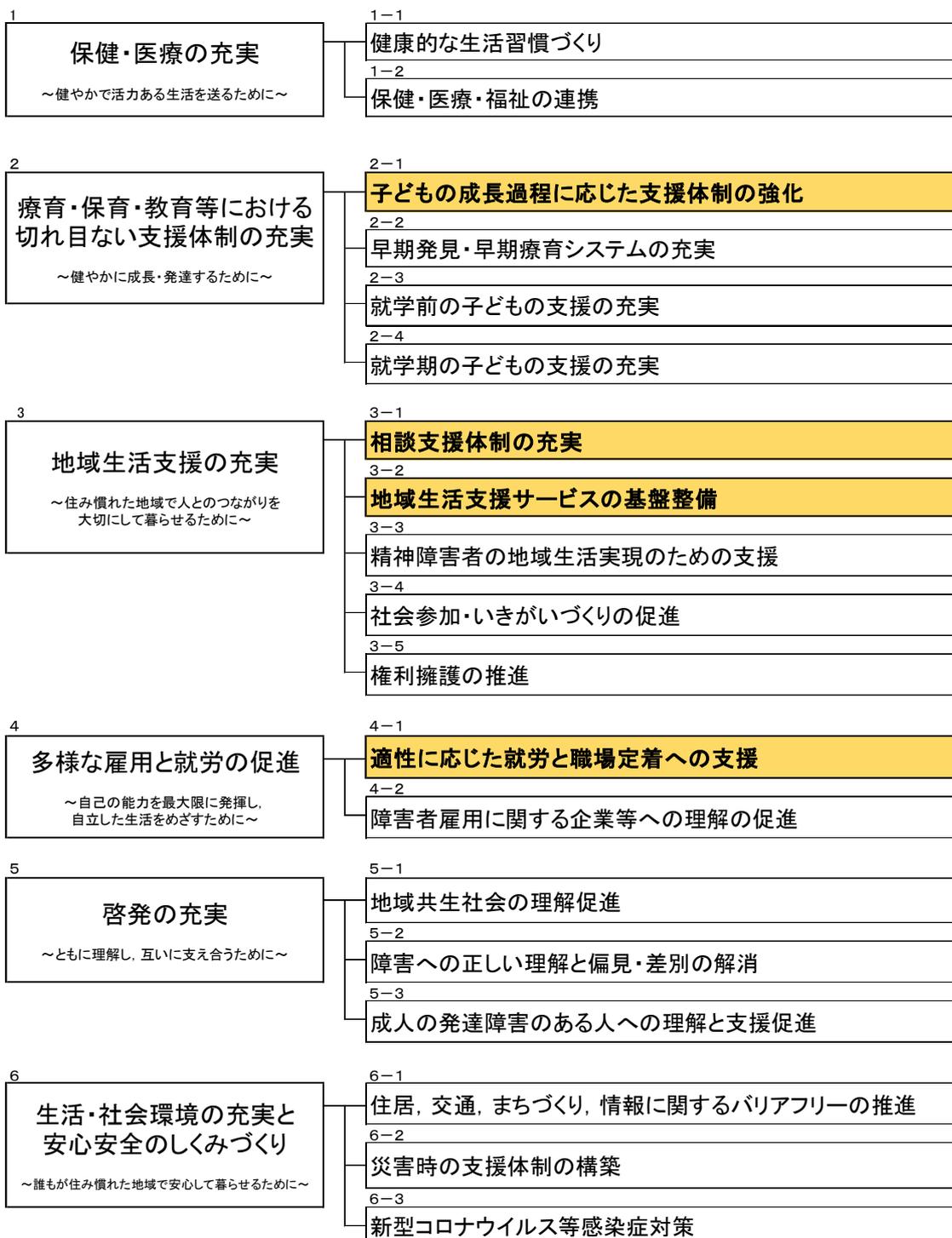
<基本理念>

<施策区分>

<施策>

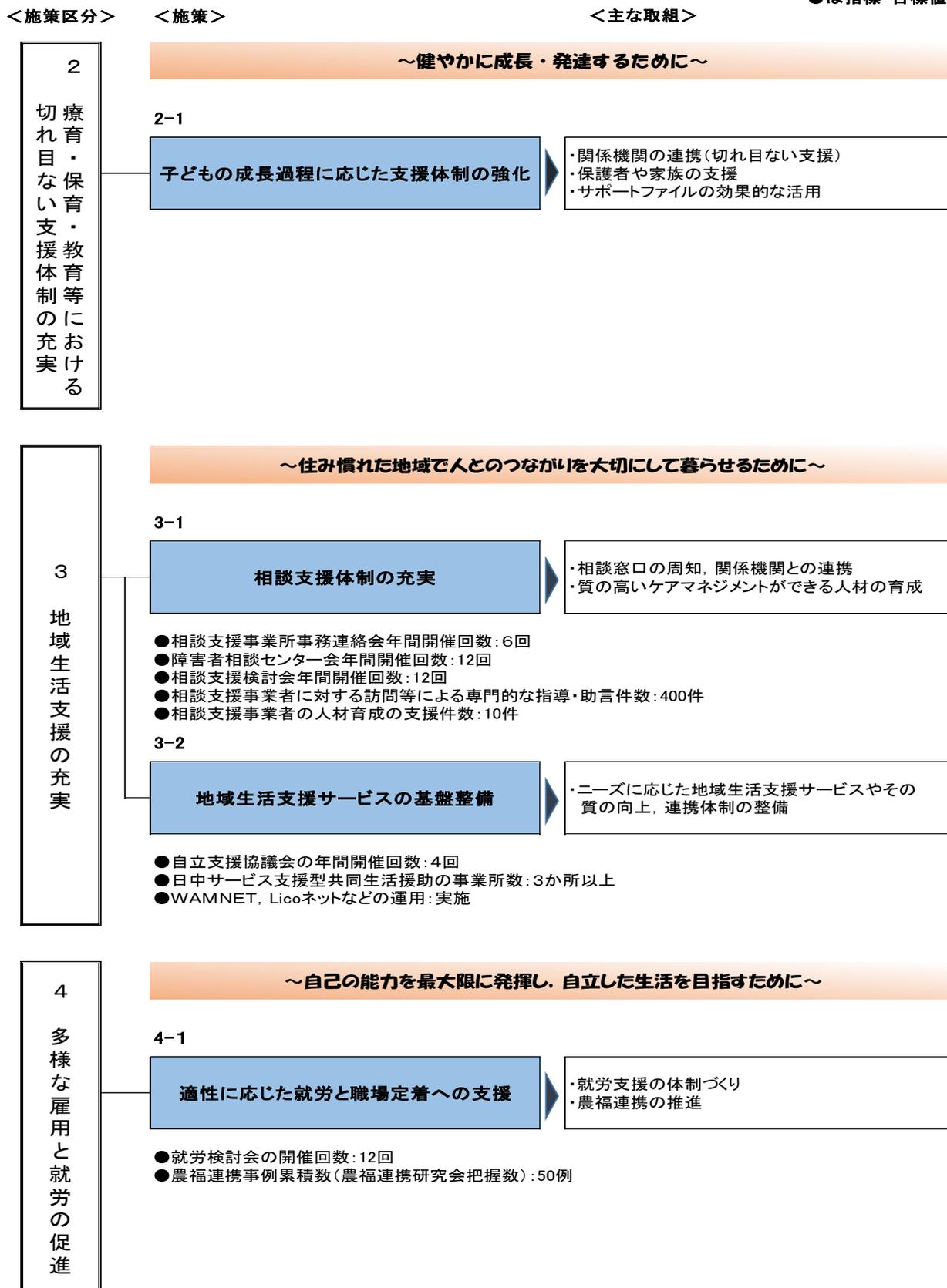
障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

ライフステージに沿った夢や希望の実現
全ての人が共生できる地域社会の実現



計画推進のための重点施策

●は指標・目標値



協議事項

1 高知市障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画（令和6～8年度）素 案について

- 詳細は、別紙資料1をご覧ください。
- 今回は、計画の第1章から5章までの素案となっております。
- 第6章に記載する「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、第4回推進協議会（令和6年1月10日開催予定）にて協議いただく予定となっているため、掲載していません。